

長岡市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田達伸

- 1 委託した事務の内容  
長岡市寿クリーンセンターへごみを持ち込む際の廃棄物処理手数料徴収事務
- 2 委託した理由  
施設の運転管理を受託する事業者に廃棄物処理手数料徴収事務も委託することにより、効率的な施設運営ができるため
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
長岡市中沢町169-2  
株式会社カンエイメンテナンス 長岡営業所  
所長 磯 照男
- 4 委託期間  
令和8年3月31日から令和8年6月30日まで